

# **生活衛生課**

## 1 旅館業法改正及び旅館業規制の見直しについて

### 従前の経緯

- 民泊サービスについては、健全な民泊の普及を図るため民泊に関する一定のルールを定めた住宅宿泊事業法が、昨年6月9日に成立し、今年の6月15日に施行予定である。  
また、ホテル営業及び旅館営業の旅館・ホテル営業への一本化及び無許可営業者等への取締り強化を内容とする改正旅館業法が、昨年12月8日に成立、15日に公布され、同法も、住宅宿泊事業法と同日の6月15日に施行予定である。
- 平成28年12月の規制改革推進会議において見直すべきとされた旅館業に係る構造設備の基準の規制については、まずは通知のみで見直し可能な部分を昨年12月に改正し、さらに改正旅館業法の成立を受け、政省令・通知を本年1月に改正した。
- 平成28年度において把握した違法民泊の可能性が疑われる事案として、都道府県等から10,849件の報告を受けたところ。
- 複数の簡易宿所が共同で玄関帳場等を設けるサテライト型簡易宿所について、昨年12月に、その考え方を通知で示した。具体的には、緊急時に対応できる体制がとれていれば、サテライト型簡易宿所は認められる（条例で玄関帳場等の設置義務がかかっていても当該条例違反とならない）との考え方を示したところ。

### 今後の取組

- 住宅宿泊事業法及び改正旅館業法について、観光庁とも協力して、本年6月15日に向けた円滑な施行に努める。

### 都道府県等に対する要請

- 旅館業規制の見直しについて、自治体の速やかな条例改正をお願いする。
- 改正旅館業法により、自治体には無許可営業者への立入検査権限が付与され、罰則も強化されるので、引き続き、違法民泊の取締りをお願いする。

# 旅館業法の一部を改正する法律の概要

(平成29年12月8日成立、12月15日公布)

## 改正の趣旨

旅館業の健全な発達を図り、公衆衛生及び国民生活の向上に寄与するため、ホテル営業及び旅館営業の営業種別を旅館・ホテル営業へ統合して規制緩和を図るとともに、無許可営業者に対する都道府県知事等による報告徴収及び立入検査等の創設及び罰金の上限額の引上げ等の措置を講ずる。

## 改正の概要

### 1. ホテル営業及び旅館営業の営業種別の旅館・ホテル営業への統合

ホテル営業及び旅館営業の営業種別を統合し、旅館・ホテル営業とする。

### 2. 違法な民泊サービスの広がり等を踏まえた無許可営業者等に対する規制の強化

- (1) 無許可営業者に対する都道府県知事等による報告徴収及び立入検査等の権限規定の措置を講ずる。  
(2) 無許可営業者等に対する罰金の上限額を3万円から100万円に、その他旅館業法に違反した者に対する罰金の上限額を2万円から50万円に引き上げる。

### 3. その他所要の措置

旅館業の欠格要件に暴力団排除規定等を追加

## 施行期日

公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

# 旅館業規制の見直しに関する意見（平成28年12月6日規制改革推進会議決定）への対応

改正旅館業法が成立したことを受け、平成30年1月31日に政令等の改正を実施した。  
(通知改正で対応できる項目(便所の数値規制等)は平成29年12月15日に実施済み。)

規制改革推進会議の意見	規制の内容	根拠	対応方針
客室の最低数	ホテル：10室以上、旅館：5室以上	政令 平成30年1月末に政令等を改正し、撤廃(平成30年6月施行)	
寝具の種類	洋室・洋式の寝具	政令 平成30年1月末に政令等を改正し、撤廃(平成30年6月施行)	
客室の境の種類	寝台の広さ・高さ・置き方等の規制	通知 平成29年12月15日に撤廃	
探光・照明設備の具体的要件	洋室：壁造り 和室：壁、板戸、襖等による区画	政令 平成30年1月末に政令等を改正し、撤廃(平成30年6月施行)	
便所の具体的要件	採光部分の面積が8分の1以上等、 照明の場所ごとの必要な照度の数値規制	通知 平成29年12月15日に撤廃	
公衆衛生等の観点から必要最小限のものとすべき	ホテル：水洗式で座便式 収容定員・便器の種類ごとの数値規制	政令 平成30年1月末に政令等を改正し、撤廃(平成30年6月施行)	
玄関帳場の基準	客室の最低床面積 入浴設備の具体的要件 受付台の長さ ICTの活用による代替方策の検討	洋室：9m <sup>2</sup> 以上、和室：7m <sup>2</sup> 以上 ホテル：洋式浴室・シャワー室 浴槽・洗い場の面積等の数値規制 1.8メートル以上 —	通知 平成29年12月15日に撤廃 見直し(平成30年6月施行) 通知 平成29年12月15日に撤廃 見直し(平成30年6月施行)(※)

(※)宿泊者の安全や利便性の確保のため、以下の機能を担保する。

- ①緊急時の対応ができること。②宿泊者の本人確認や出入りの確認ができること。③鍵の受け渡し等を適切に行うことができるること。

## 旅館業法上の指導等の状況について

### 1 調査の概要

旅館業法について適正な運用を行っため、同法の違反のおりまとめて公表するもの。  
いる指導等の状況について、平成28年度の調査結果を取りまとめたもの。  
(本調査は、全国の自治体に対して平成25年度より行っている。)

### 2 調査対象 都道府県、保健所を設置する市、特別区(143都道府県市區)

### 3 指導等に至った端緒

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
①保健所における巡回指導等	13件(21%)	58件(44%)	498件(35%)	1,721件(16%)
②近隣住民・宿泊者等からの通報	34件(55%)	54件(41%)	482件(34%)	3,721件(34%)
③警察・消防等の関係機関からの連絡	15件(24%)	18件(14%)	216件(15%)	4,713件(43%)
④管理会社等からの連絡	一件(−%)	一件(−%)	111件(8%)	510件(5%)
⑤その他	0件(−%)	1件(1%)	106件(8%)	184件(2%)
合計	62件	131件	1,413件	10,849件

### 4 指導等の状況(件数)

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
①営業許可を取得した	18件(29%)	25件(19%)	76件(5%)	176件(2%)
②営業を取りやめた	36件(58%)	73件(55%)	533件(38%)	1,484件(14%)
③指導継続中	1件(2%)	11件(8%)	374件(26%) <sup>※2</sup>	3,042件(28%) <sup>※3</sup>
④調査中(営業者と連絡が取れないもの等)	0件(0%)	5件(4%)	376件(27%)	5,779件(53%)
⑤その他	7件(11%)	19件(14%)	54件(4%)	368件(3%)
合計	62件	133件 <sup>※1</sup>	1,413件	10,849件

※1 平成25年度からの継続案件を含む。 ※2 うち許可に向けた指導を行っているもの：112件

※3 うち許可に向けた指導を行っているもの：112件 ※3 うち許可に向けた指導を行っているもの：1,472件

# サテライト型簡易宿所について

<サテライト型簡易宿所の類型>

- ① 1つの事業者が分散する複数客室を使用して営業する場合（客室分散型）
- ② 複数の許可事業者が共同して玄関帳場を設ける場合（共同玄関帳場型）

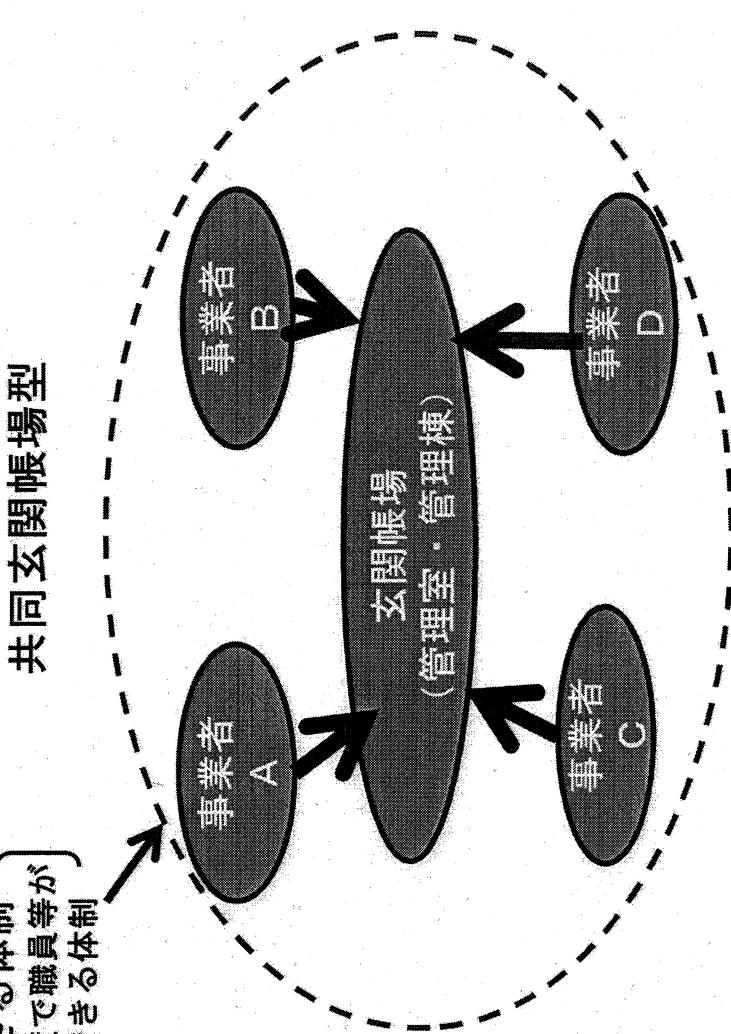
<対応>

客室分散型・共同玄関帳場型それぞれの場合の共同する玄関帳場の取扱いについて、  
平成29年12月15日付けで通知を発出。

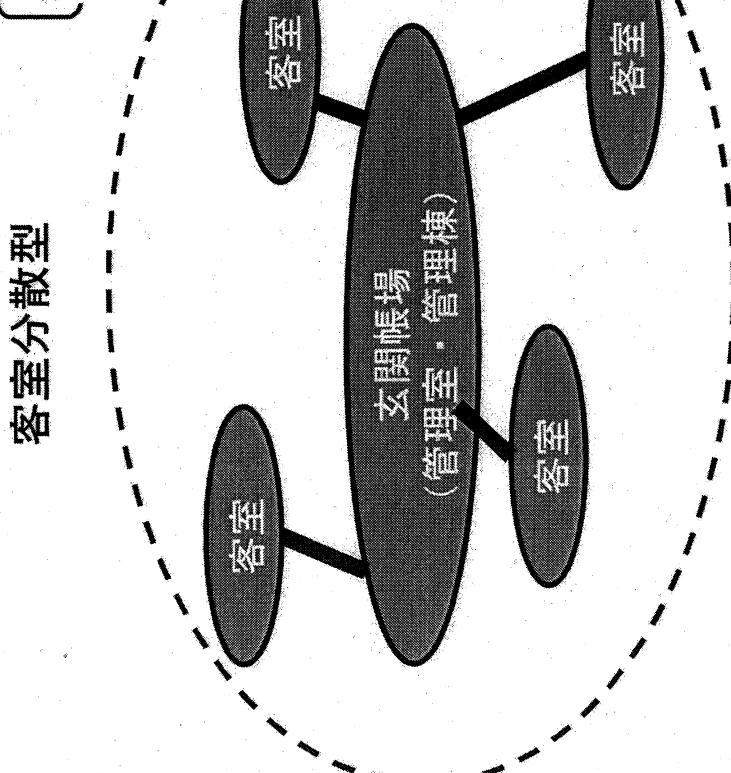
客室分散型

緊急時に対応できる体制  
〔通常おおむね10分程度で職員等が駆けつけることができる体制〕

共同玄関帳場型



全体を1つの事業者が運営



それが管理業務を委託

## 2 公衆浴場における入浴着の取扱いについて

### 従前の経緯

- 平成23年1月17日付け「ユニバーサル観光の推進について」（総務省・厚生労働省・国土交通省事務連絡）により、乳がん患者の方が専用の入浴着を利用して気兼ねなく温泉に入れるよう、各都道府県等に対し周知をお願いしたところ。
- 平成30年2月13日に「公衆浴場における入浴に関する対応について」により、改めて周知をさせていただくとともに、貴管内における周知状況等について調査をお願いしたところ。

### 今後の取組

- 本年3月上旬を目途に、調査結果をとりまとめてお知らせすることとしている。

### 都道府県等に対する要請

- 不当な理由により公衆浴場における入浴拒否が生じないよう、引き続き、貴管内営業者に対し周知徹底を図るとともに、適切な対応を行っていただくようお願いする。

### 3 戸籍謄本等の提出が必要な申請手続の見直しについて

#### 従前の経緯

- 平成29年3月28日に総務大臣より、「申請手続等の見直しに関する調査一戸籍謄本等の提出が必要とされる手続きを中心として一の結果」に関する勧告を受け、①本人確認等のために必要としている戸籍謄本等の提出の見直し、②相続時に提出する戸籍謄本等の原本の返却の推進に係る措置を講じることが求められた。

#### 今後の取組

- ①については、申請者の負担軽減の観点から、クリーニング師免許の申請について、戸籍謄本又は抄本の提出を本籍記載のある住民票の写しの提出で代替することを可能とし、クリーニング師試験申込時から氏名等の変更がある申請者にのみ戸籍謄本又は抄本による提出を求めるとしているため、平成29年度内にクリーニング業法施行規則の改正を予定している。
- ②については、理容師法、美容師法及びクリーニング業法における開設者の地位の承継における戸籍謄本等の提出について、申請者の負担軽減の観点から、提出した戸籍謄本等の原本の返却を促進することとしている。

#### 都道府県等に対する要請

- ①については、クリーニング業法施行規則の改正内容を御了知の上、貴管内営業者に対する周知徹底を図るようお願いする。
- ②については、理容師法、美容師法及びクリーニング業法における開設者の地位の承継手続における戸籍謄本等の提出に当たっては、申請者の要望があれば原本の返却を行うことが可能であることを御了知の上、貴管内営業者に対する周知等適切な対応をお願いする。

#### 4 クリーニング師研修等の受講の促進について

##### 従前の経緯

- クリーニング師研修等については、通信制による研修の実施の拡大が図られるなど、受講しやすい研修となるような配慮も進められているところであるが、受講率の向上を図ることが課題となっているところである。
- 受講の促進を図るためには、受講対象者の正確な把握を行い、都道府県と連携し、(公財) 全国生活衛生営業指導センター及び研修実施機関である(公財) 都道府県生活衛生営業指導センターによる適切な受講勧奨を効果的に進めていく必要がある。

##### 今後の取組

- 研修の受講の促進を図るため、(公財) 全国生活衛生営業指導センター及び(公財) 都道府県生活衛生営業指導センターに委託して研修等を実施している場合は、委託事業者が適切に受講勧奨を行えるよう、クリーニング師及び業務従事者の情報(登録番号、氏名、住所等)を提供することなどについて、本年2月下旬を目途に各都道府県に対しお願いする予定である。

##### 都道府県等に対する要請

- クリーニング師研修等の受講対象者の正確な把握に努めること。
- クリーニング師研修等の受講について、営業者等に対する周知を徹底すること等により、研修の適正な実施をお願いする。

## 5 「生衛業『稼ぐ力』応援チーム」による収益力向上セミナーについて

### 従前の経緯

- 最低賃金の引上げの影響が他の業種より大きいとされている生活衛生関係営業について、(公財) 全国生活衛生営業指導センターが (公財) 都道府県生活衛生営業指導センターと連携し、生活衛生関係営業者が自主的に行う衛生講習会や技術講習会等に併せて、「生衛業『稼ぐ力』応援チーム」による最低賃金に関する周知や収益力向上等に関する相談、個別ブースでの経営相談などを実施している。
- 平成29年度については、当初予算の可能な範囲でセミナーを実施しつつ、補正予算を活用することで、速やかな全国展開を図ることとしている。

### 今後の取組

- 平成30年度については、引き続きセミナーの全国展開を進めていくこととしており、飲食業や宿泊業など特に賃金支給水準が低いとされている業種を中心に展開していく予定である。

### 都道府県等に対する要請

- セミナーは様々な機会を活用して実施することとしているため、各都道府県等で実施する食品衛生責任者講習会等の終了後、同会場において引き続き収益力向上セミナーを開催することについて、(公財) 都道府県生活衛生営業指導センターから要請があった場合は、ご協力を願いしたい。

## 6 生活衛生関係営業における生産性向上ガイドライン・マニュアルについて

### 従前の経緯

- 中小零細企業の生産性向上への取組みについては、「経済財政運営と改革の基本方針 2017～人材への投資を通じた生産性向上～」（平成29年6月9日閣議決定）において、「生産性向上に取り組む地域の中小企業・サービス業に対して支援を図る。」こととされている。
- 飲食店営業や宿泊業といった生活衛生関係営業は中小零細企業が大半を占めており、特に生産性の低い業種との指摘もあることから、集客力や付加価値の向上、業務の見直しによる効率化のためのガイドライン・マニュアルを平成30年度中に作成することとしている。

### 今後の取組

- 生活衛生関係営業における生産性を向上させるため作成したガイドラインやマニュアルを関係業界等に配付するとともに、厚生労働省のホームページや関係団体のセミナー等も活用した普及啓発を行う予定である。

### 都道府県等に対する要請

- 作成したガイドライン・マニュアルについて、各都道府県等のホームページ等を活用した普及啓発にご協力いただきたい。

## 7 生活衛生同業組合活動推進月間の推進について

### 従前の経緯

- 生活衛生同業組合（以下「生衛組合」という。）は、生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（以下「生衛法」という。）により自主的に、衛生措置の基準を遵守し、及び衛生施設の改善向上を図るために設立された組織であり、衛生施設の維持・改善向上・経営の健全化に向けて組合員を指導する役割を担っていることから、生衛組合を通じた同業者のネットワークは、衛生行政の推進における重要な基盤となっている。
- 近年、生衛組合に対する意識の希薄化、組織基盤の脆弱化も否めない状況にある。そのため、平成23年度から生活衛生課長通知を発出し、生衛組合の活動に関して協力をお願いしている。
- こうした中、より一層、生衛組合の活動の推進等の機運を全国的に高めていくための方策として、一般社団法人全国生活衛生同業組合中央会（以下「全国生衛中央会」という。）において、平成26年度より毎年11月を「生活衛生同業組合活動推進月間」（以下「月間」という。）として定め、全国・都道府県生活衛生営業指導センター、関係機関及び関係団体の連携のもとに、生衛組合の周知広報や組合活動の活性化のための取組を重点的に展開している。

### 今後の取組

- 月間については、平成26年度の開始より、本年度で4年目の実施であり、今後も継続して実施していく予定である。
- 月間の事業活動目標については、①衛生基準の遵守に向けた自主点検活動等の衛生活動の推進、②生衛組合に関する周知広報の推進、③生衛組合を中心としたネットワークの拡充、④後継者・若手人材の育成、及び若手による組合活動の活性化、⑤営業者、消費者、行政等の関係機関による連携・対話の推進、の5項目を重点活動項目とした取組を実施しており、内容については隨時見直しを行っていく予定である。

### 都道府県等に対する要請

- 来年度は月間制定から5年目の節目でもあり、引き続き、生衛組合及び都道府県生活衛生営業指導センター等が実施する月間の事業活動に向けて情報提供や周知広報等についてご支援、ご協力をお願いする。

## 生活衛生同業組合活動推進月間の実施について

(平成29年7月5日厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部生活衛生課長通知)

- ✓ 生活衛生同業組合の活動推進等の機運を全国的に高めていく方策
  - ・(一社)全国生活衛生同業組合中央会による「生活衛生同業組合活動推進月間」の実施。(毎年11月)
  - ・関係機関や関係団体の連携のもと生活衛生同業組合の周知広報や組合活動の活性化のための取組を重点的に展開。

### ■5つの重点活動項目

- ①衛生基準の遵守に向けた自主点検活動等の衛生活動の推進
- ②生活衛生同業組合に関する周知広報の推進
- ③生活衛生同業組合を中心としたネットワークの拡充
- ④後継者・若手人材の育成及び若手による組合活動の活性化
- ⑤営業者、消費者、行政等の関係機関の連携・対話の推進

### お願い事項

- 行政、関係機関、関係団体等の連携・協力のもとに、月間の活動の推進が図られるよう、各都道府県等におかれても、今後、生活衛生同業組合及び都道府県生活衛生営業指導センターが実施する月間関連事業について格別の支援等のご協力方よろしくお願いします。
- 各種申請や届出、研修会等の様々な機会を捉え、新規営業者をはじめとする管下の生衛組合未加入の事業者に対し、生活衛生同業組合に関し情報提供を行うとともに、衛生情報の周知等に関する生活衛生同業組合の活用に関してご配慮をお願いします。

### 別添 情報提供内容(例)

#### — 生衛法と生活衛生同業組合の意義、組合員が受けられる優遇措置 —

1. 生活衛生関係営業とは、「生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律」(生衛法)に規定される営業です。  
(1)生衛法は、衛生施設の改善向上と経営の健全化等を通じて、衛生水準の維持向上を図り、国民生活の安定に寄与することを目的としています。  
(2)生活衛生関係営業は、国民の日常生活に大変深いかかわりのあるサービスや商品を提供して、安全・安心で豊かな生活に重要な役割を担っています。  
(3)お店の経営の安定化を図り、清潔で衛生的なお店づくりを目指すことは、お客様に安心感を与えることとなります。  
(4)営業施設の衛生基準を守り、経営の健全化と業界の振興を推進するために、生活衛生同業組合が業種ごとに組織されます。

2. 組合は法律に基づく営業者の自動的な活動団体であり、主に次のような事業を行っています。  
(1)組合員に対する衛生施設の維持や改善、経営の健全化に対する指導  
(2)営業施設の整備改善や、経営の健全化のための資金の斡旋  
(3)組合員の営業に関する技能の改善向上のための事業  
(4)組合員の福利厚生に関する事業  
(5)組合員の共済に関する事業

営業者は自由に同じ業種に該当する組合に加入することができます。組合では情報の交換や技能の向上、融資の相談をはじめ、各種レクレーションなど活発な活動をしています。

組合を通じて、行政からの様々な情報や、食中毒、新型インフルエンザ、ノロウイルスやレジオネラ症などその時々で営業上重要な衛生対策に関するパンフレットなどを得ることができます。

3. 生活衛生同業組合に加入すると、株式会社日本政策金融公庫の「生活衛生融資」が有利な条件で利用できます。  
○融資限度額が大きい ○貸付期間が長い ○金利が低い  
○無担保、無保証人の「生活衛生改善貸付」の融資制度がある  
○振興事業促進支援融資制度の利用で、さらに0.15%金利低減あり 等

## 8 標準営業約款の改正等について

### 従前の経緯

- 標準営業約款制度は、消費者の利益擁護の観点から、理容業、美容業、クリーニング業など国民の日常生活に密接に関連する営業である生衛業が提供するサービスや技術、設備の内容等を適正かつ明確に表示することにより、利用者や消費者が営業者からサービスや商品を購入する際の選択の利便性を図ることを目的として、昭和54年に生衛法を改正し、創設されたものである。
- 標準営業約款制度は、(公財)全国生活衛生営業指導センターが、厚生労働大臣の指定する業種について、当該業種ごとに、厚生労働大臣の認可を受けて、営業方法又は取引条件等を設定することとされており、現在、クリーニング業(昭和58年3月26日認可)、理容業(昭和59年10月18日認可)、美容業(昭和59年10月18日認可)、めん類飲食店営業(平成17年1月21日認可)及び一般飲食店営業(平成17年1月21日認可)の5業種について設定されている。
- 近年、標準営業約款の登録店舗数は減少傾向にあり、5業種の登録店舗数合計は、平成28年3月末時点で43,809店舗であったが、平成29年3月末時点では39,257店舗と1年で約4,500店舗減少している。

### 今後の取組

- 来年度において、美容業の標準営業約款のうち、料金を表示する等役務の表示に関する事項についての改正を行う予定である。

### 都道府県等に対する要請

- 每年11月の「標準営業約款普及登録促進月間」の際に、制度の普及・啓発に関して御協力いただいておりますが、標準営業約款の登録店舗数が減少傾向にあること等を踏まえ、営業者に対する登録促進とともに、利用者に対する標準営業約款制度の周知についてあらためて御協力をお願いする。
- 美容業の標準営業約款改正の際は周知をお願いする。

## 9 軽減税率の導入等について

### 従前の経緯

- 消費税率引上げの時期については、平成31年10月1日からとされ、併せて導入される飲食料品等への軽減税率制度の導入も平成31年10月1日からとなり、また、適格請求書等保存方式の導入についても平成35年10月1日から導入することとなっている。
- 軽減税率制度の主な概要は下記のとおりである。
  - ・ 対象品目は、飲食料品（酒類及び外食サービスを除く）、定期購読契約が締結された週2回以上発行される新聞
  - ・ 適格請求書等保存方式（インボイス方式制度）導入（平成35年10月1日から）
  - ・ 平成31年10月1日から平成35年9月30日の間は、区分記載請求書等保存方式での対応
- 消費税及び軽減税率の適用については、政府の取組として、事業者のみならず消費者等への周知等を実施しているが、軽減税率制度の対象品目となっている飲食料品を扱う飲食店営業を含む生活衛生関係営業者についても、今後、消費税引き上げ及び軽減税率制度等の導入に向け、事業者が円滑に対応できるよう周知・広報等を含め対応する必要がある。

### 今後の取組

- 内閣官房において、関係府省庁連絡会議（大臣級、部局長級、課室長級）が設置されており、各府省庁毎、都道府県単位等での広報・相談施策等の実施、フォローアップ等が行われる予定である。
- 生活衛生関係営業の事業者に対しては、当課の生活衛生関係営業対策事業費補助金を活用して、都道府県生活衛生営業指導センターにおいて事業者への講習会の開催や相談窓口の設置などの対応をする予定である。

### 都道府県等に対する要請

- 厚生労働省においても国税庁等からの情報を提供することとしているが、各都道府県軽減税率制度実施協議会等から情報を入手した際は、各管下の生活衛生同業組合及び都道府県生活衛生営業指導センターへの周知をお願いする。
- 都道府県生活衛生営業指導センターにおいて、軽減税率に対する相談事業等を実施することが予想されるため、予算の確保等を含めてご配慮をお願いする。

- また、講習会や相談窓口設置などを行う際に、各都道府県庁においても周知・広報をお願いする。
- 併せて、消費税の転嫁対策への取組についても、ご配慮をお願いする。

【参考】

○国税庁「消費税の軽減税率制度について」

<https://www.nta.go.jp/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/>

## 10 生活衛生同業組合の振興計画の認定事務について

### 従前の経緯

- 各生衛組合が策定する振興計画の基準となる振興指針について、平成30年1月18日に開催した厚生科学審議会生活衛生適正化分科会において、平成29年度改正を予定している食鳥肉販売業の振興指針について議論いただいた。

### 今後の取組

- 厚生科学審議会生活衛生適正化分科会での議論を踏まえ、改正した食鳥肉販売業の振興指針を平成29年度中に告示する予定である。

### 都道府県等に対する要請

- 振興指針の改正の告示後、各組合において振興計画の変更認定申請を行うこととなるが、各都道府県担当部局においても、変更認定申請等が円滑に行われるよう、貴管下生活衛生同業組合に対する適切な指導方よろしくお願ひする。

## 11 テトラクロロエチレン溶剤対応ドライクリーニング機における活性炭吸着式回収装置 未対応機器の確認・指導について

### 従前の経緯

- 「ドライクリーニング溶剤の使用管理状況等に関する調査」については、テトラクロロエチレンの廃棄について、従業員やひいては近隣住民等の健康へ影響が懸念されることから、営業施設の実態を把握することにより、都道府県、政令市及び特別区における指導等に資することを目的として隔年で調査を行っている。

### 今後の取組

- 次回の調査は平成30年5月頃を予定しており、調査に向け準備を行っていく。

### 都道府県等に対する要請

- テトラクロロエチレン溶剤対応ドライクリーニング機における活性炭吸着式回収装置対応機器の設置については、国としても、公害防止用設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置として、平成30年3月末までの措置を平成32年3月末まで2年延長する方針となったところであり、未設置事業者に対して情報提供するとともに、併せて設備更新を促すようお願いする。
- 「ドライクリーニング溶剤の使用管理状況等に関する調査」について、平成30年5月頃に調査を依頼する予定であり、調査への御協力をお願いする。

## 12 建築物衛生について

### 従前の経緯

- 平成27年6月10日付けで各都道府県（契約担当課、市町村担当課）に「ビルメンテナンス業務に係る発注関係事務の運用に関するガイドラインについて」（健発0610第5号厚生労働省健康局長通知）を通知している。
- これは、国民の安全・安心の確保、中長期的なトータルコストの縮減などの観点などから、建築物の適切な維持管理の重要性が増している中で、国及び地方公共団体が所有する建築物（公共建築物）について、ビルメンテナンス業務の発注関係事務を適切に行うに当たり留意いただきたい事項について取りまとめたもの。
- ガイドラインでは、ビルメンテナンス業務の発注関係事務を、（1）維持管理計画策定（2）業務発注準備（3）入札契約（4）業務実施（5）業務完了後の5段階に整理し、具体的には、仕様書の作成に当たり必要事項を確実に盛り込むこと、仕様書に基づき最新の労務・資材単価を反映した予定価格を積算すること、入札に当たっては競争参加資格の設定や評価項目の設定（総合評価方式の場合）を適切に行うこと、業務の実施中・完了後においては発注者が履行確保の状況を確認することなどを掲げている。

### 都道府県等に対する要請

- 都道府県、市町村の契約担当部署においては、発注者（建築物衛生法に規定される特定建築物を含む公共建築物の維持管理権原者）として、このガイドラインに留意いただくことでダンピング受注の排除等に取り組んでいただき、ビルメンテナンス業務の品質の向上（建築物の環境衛生の向上）につなげていただきたいと考えている。  
なお、昨今の最低賃金をめぐる動向（※1）を踏まえ、本ガイドラインにおいて示されている最低賃金に関する事項（※2）に、特段の留意が必要となっている。

（※1）平成29年度の最低賃金の改定額の全国加重平均額は848円（前年度823円）となっており、全国加重平均額25円の引上げは、最低賃金額が時給のみで示されるようになった平成14年度以降、前年度と並んで最大の引上げとなっていること

（※2）入札契約段階において、「入札に当たっては、必要に応じ、参加しようとする者に対し、最低賃金法（昭和34年法律第137号）による最低賃金に係る制度

(最低賃金額の改定等)について十分周知することとする。」とし、また、業務実施段階において、「最低賃金額の改定、労務、資材等の価格変動を注視し、賃金水準又は物価水準の変動により必要があると認める場合は、代金の額の変更を検討する。」としていること

- 都道府県の建築物衛生法令の所管部署においては、契約担当部署並びに国の地方支分部局、特殊法人等の地方事務所、管内の市町村等から、本ガイドラインに基づく取組の実施に当たり、仕様書の作成、競争参加資格の設定、実施業者の業務履行状況の確認等の場面で、「建築物環境衛生管理基準」、「建築物における衛生的環境の確保に関する事業の都道府県知事登録制度」等について技術的な支援（情報提供等）が求められることもあると考えるところ、適切に御助言いただくなどにより協力していただきたい。